

1 背景

- ・ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が2023年5月に施行されました。
- ・ 宮崎県では、2025年5月に県内ほぼ全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しています。本法に基づき、規制区域内における危険な盛土等の造成抑止や早期発見を図るため、事業者との連携を進めています。

2 協定締結事業者（九電グループ会社）

- ・ 九州電力株式会社 宮崎支店
- ・ 九州電力送配電株式会社 宮崎支社
- ・ 九電ネクスト株式会社 宮崎支社
- ・ 株式会社九電ハイテック 宮崎支社
- ・ 株式会社九電送配サービス 宮崎エリア
- ・ 株式会社九電送配用地プラス 宮崎事業所
- ・ 株式会社クラフティア 宮崎支店

3 協定の概要

- ・ 宮崎県内において、盛土等の不適正事案が疑われる工事等を発見した場合、「宮崎県盛土等情報管理システム」を通じて、宮崎県および宮崎市へ情報提供を行います。

以 上